

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係） 児童福祉施設徴収基準月額表 (略)</p> <p>備考 1—4 (略)</p> <p>5 障害児入所施設又は肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関に措置した措置児童が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、<u>法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童に係る措置費は徴収しないこととする。</u></p>	<p>別表（第2条関係） 児童福祉施設徴収基準月額表 (略)</p> <p>備考 1—4 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第1号 (第2条関係)

社会福祉施設等の措置費用に係る階層区分変更申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名

㊟

(略)

措置され ている者	氏 名	男・女	生 年 月 日	—	年 月 日
	(略)			(略)	
(略)					
階層区分の変更を求 める理由の発生日		年 月 日から			
(略)		(略)			

(注) 1・2 (略)

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

様式第1号 (第2条関係)

社会福祉施設等の措置費用に係る階層区分変更申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名

㊟

(略)

措置され ている者	氏 名	男・女	生 年 月 日	明治	年 月 日
	(略)			(略)	
(略)					
階層区分の変更を求 める理由の発生日		平成 年 月 日から			
(略)		(略)			

(注) 1・2 (略)

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号 (第2条関係)

社会福祉施設等の措置費用に係る階層区分の変更承認書	
_____年 月 日	
(申請者) 様	
広島県知事 印	
(略)	
(略)	
階層区分の変更月	_____年 月から
(略)	(略)
(注)用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4</u> とする。	

様式第2号 (第2条関係)

社会福祉施設等の措置費用に係る階層区分の変更承認書	
平成_____年 月 日	
(申請者) 様	
広島県知事 印	
(略)	
(略)	
階層区分の変更月	平成_____年 月から
(略)	(略)
(注)用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4</u> とする。	

様式第3号 (第4条関係)

社会福祉施設等の措置費用に係る
徴収額の減免申請書

_____年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
(略)

措置され ている者	氏 名	男・女	生 年 月 日	_____ _____ _____ _____	年 月 日
	(略)	(略)			
(略)					
減免を要する期間		_____年 月 日から _____年 月 日まで			
(略)		(略)			

(注) 1—3 (略)
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号 (第4条関係)

社会福祉施設等の措置費用に係る
徴収額の減免申請書

平成 _____年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
(略)

措置され ている者	氏 名	男・女	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	(略)	(略)			
(略)					
減免を要する期間		平成 _____年 月 日から平成 _____年 月 日まで			
(略)		(略)			

(注) 1—3 (略)
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号 (第4条関係)

社会福祉施設等の措置費用に係る徴収額の減免承認書

____年 月 日

(申請者) 様

広島県知事 印
(略)

(略)

(注) 1 (略)

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号 (第4条関係)

社会福祉施設等の措置費用に係る徴収額の減免承認書

平成 ____年 月 日

(申請者) 様

広島県知事 印
(略)

(略)

(注) 1 (略)

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の社会福祉施設等措置費用徴収規則別表備考5の規定は、令和元年十月以後の月分の措置に係る費用について適用し、同年九月以前の月分の措置に係る費用については、なお従前の例による。